

千歳市共同利用施設 東雲会館 利用料 (1時間につき:円)

種別	昼 間		夜 間	
	市内在住者	市内在住者 以外の者	市内在住者	市内在住者 以外の者
1号集会室	700	1,400	770	1,540
4号集会室	700	1,400	770	1,540
5号集会室	300	600	330	660
6号集会室	150	300	170	340
7号集会室	150	300	170	340

- 市内在住者とは、市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第6条の住民基本台帳に記録されている者及びこれらの者で構成される団体をいう。
- 市内在住者には、前項に掲げるもののほか、市内に勤務し、又は通学する者を含むものとする。
- 昼間及び夜間の時間区分は、次のとおりとする。
  - 昼間 午前9時から午後5時まで
  - 夜間 午後5時から午後10時まで
- 使用時間に1時間未満の端数が生じる場合は、1時間とする。
- 入場料等を徴収して使用する場合の利用料は、次に掲げる額を当該使用に係る利用料の額に加えた額とする。
  - 入場料の額が1人につき200円以下の場合 当該使用に係る利用料の額の100分の30に相当する額
  - 入場料の額が1人につき200円を超え700円以下の場合 当該使用に係る利用料の額の100分の50に相当する額
  - 入場料の額が1人につき700円を超える場合 当該使用に係る利用料の額の100分の100に相当する額
- 11月1日から4月末日までの間は、当該使用に係る利用料の額の100分の10に相当する額を暖房料として徴収する。
- 施設補足  
 会議用テーブル、椅子、移動式ホワイトボード、黒板、暖房器具、演台  
 オーバーヘッドプロジェクター、スクリーン、掛け時計、給湯室、公衆電話  
 ワイヤレスアンプ 1時間につき100円、マイク1本 1時間につき100円  
 AED(自動体外式除細動器) 全館禁煙 駐車場あり

## 8. 減免基準

区 分	利用料の減免率
(1)市が主催し、又は使用するとき。	全額免除
(2)市内の団体が市の行政活動に協力し、又は市の業務を代行し、若しくは補完するために使用するとき。	全額免除
(3)千歳市共同利用施設条例第14条第1項の規定に基づき指定を受けた指定管理者がその管理する会館を公共目的で使用するとき。	全額免除
(4)千歳市町内会連合会が当該団体の総会、会合等で使用するとき。	全額免除
(5)会館が存する地域の町内会が当該団体の総会、会合等で使用するとき。	全額免除
(6)市が共催して専ら公益のために使用するとき。	5割減額
(7)市内の学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に掲げるもののうち小学校及び中学校を除く。)、保育所等が教育又は保育のために使用するとき。	5割減額
(8)構成員の半数以上が障害者(市内在住者であって、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、都道府県知事若しくは地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長から療育手帳の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。)である団体が使用するとき。	5割減額
(9)構成員の半数以上が65歳以上の者(市内在住者に限る。)である団体が使用するとき。	5割減額
(10)市民が生活改善運動形式で行う祝賀会等に使用するとき。	5割減額
(11)次に掲げる団体が主催し、又は使用するとき。ただし、営利を目的としないものに限る ア 社会教育関係登録団体(千歳市社会教育関係団体登録規程(平成13年教育長訓令第4号)に定める登録団体をいう。) イ 社会福祉団体(社会福祉法人千歳市社会福祉協議会の千歳市社会福祉関係団体登録基準に定める登録団体をいう。) ウ コミュニティ認定団体(千歳市コミュニティ協議会連合会の登録団体認定制度基準に定める登録団体をいう。)	5割減額

## 申込・使用にあたり

1. 東雲会館の貸館手続きは、責任者が直接来館の上、申請書に所要事項を記入し、承認を受けてください。
2. 使用時間には、準備や後始末に要する時間も含まれます。
3. 特別の設備や特殊な物件の搬入、展示、貼付については、申込みの時に職員に相談してください。
4. 使用承認後の利用料は、原則として戻せませんので十分ご検討の上、お申込みください。
5. 使用当日は、東雲会館職員に申し出て、その指示にしたがってください。
6. 使用終了後はもとの状態にし、職員の点検を受けてください。
7. 使用するときは、清潔、整頓に心がけ、また人に迷惑になるような行為はつつしんでください。

【申込先】 東雲会館 TEL 0123-22-4260

【住所】 〒066-0042 北海道千歳市東雲町1丁目10番地

【受付】 AM9:00～PM10:00

【休館日】 毎週月曜日

ただし、利用希望があった場合は、その時間のみ開館  
年末年始(12月29日～1月3日)